

地域建設業経営強化融資制度による工事請負代金債権の譲渡について

恵那市では、地域の経済と雇用を支える中小・中堅建設業者の金融の円滑化を促進し、経営強化に資することを目的として、国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」による工事請負代金債権の譲渡に係る事務取扱を平成 26 年 9 月から開始しましたのでお知らせします。

なお、この制度を利用する場合は、事前に恵那市の債権譲渡承諾が必要となります。詳しくは、恵那市ウェブページ 入札契約の広場の「工事請負代金債権譲渡」をご覧ください。

○制度の概要

- ・公共工事の請負代金債権を担保に、事業協同組合等から融資が受けられます。
- ・保証事業会社の金融保証により、金融機関から工事の出来高を超えた未完成部分について融資が受けやすくなります。

○債権譲渡の条件等

1. 対象業者

資本金 20 億円以下又は従業員数 1,500 人以下の建設業者

2. 対象債権

恵那市が発注した建設工事の請負代金債権。ただし、次の工事は除きます。

- ・継続費及び債務負担行為に係る工事（最終年度で年度内に終了見込みの工事を除く。）
- ・繰越工事（最終年度で年度内に終了見込みの工事を除く。）
- ・役務的保証を必要とする工事
- ・低入札価格調査の対象となった工事
- ・その他、債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事

3. 債権譲渡先

想定される債権譲渡先は次の 2 者です。

- ・恵那市建設協同組合
- ・株式会社建設経営サービス

4. 債権譲渡の範囲

出来高に相応する工事請負代金から、前払金、中間前払金、部分払金及び違約金等を控除した額となります。

5. 債権譲渡の申請時期

出来高が 2 分の 1 以上に達した時点から申請が可能です。